

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

かわさき強靱化計画の策定について

資料 1 「かわさき強靱化計画」概要版

資料 2 「かわさき強靱化計画」本編

資料 3 「かわさき強靱化計画」別紙

資料 4 「かわさき強靱化計画（案）」
パブリックコメントの実施結果について

令和3年4月15日

総務企画局

第1章 計画の策定目的、位置付け

1 計画の目的

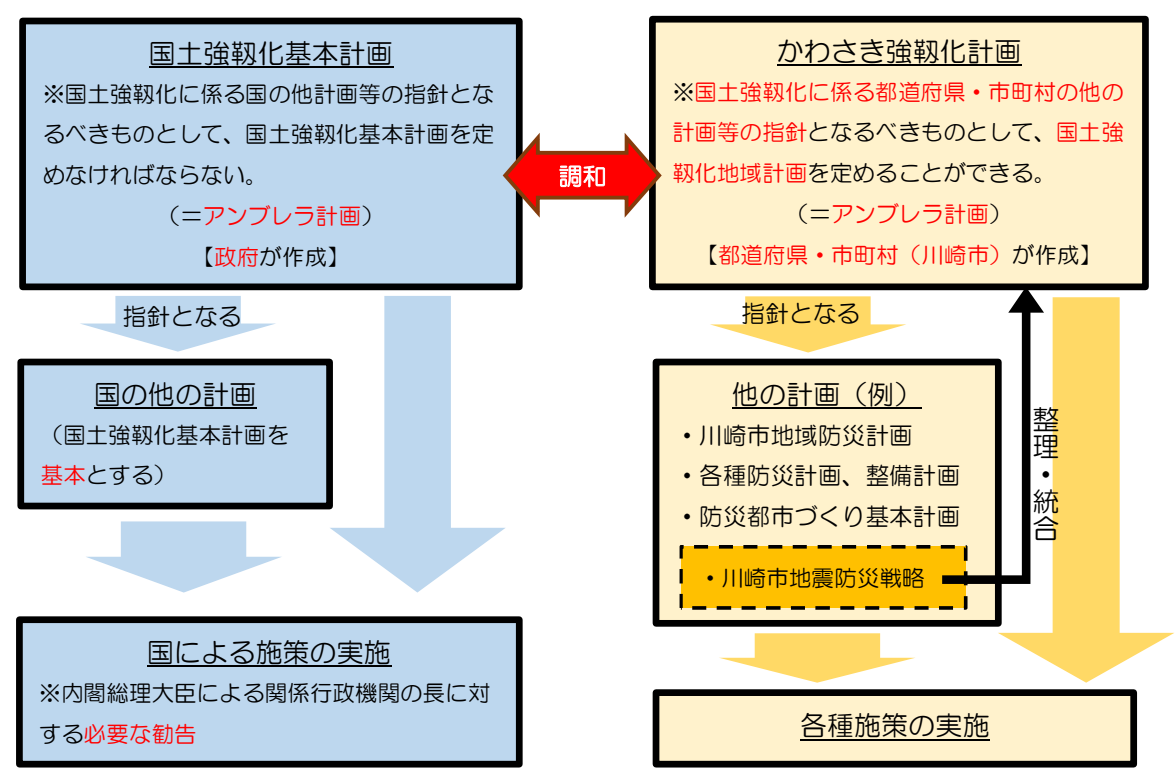
大規模自然災害時、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築すること。

2 計画策定の経緯等

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「**国土強靱化基本法**」という。）**及び国土強靱化基本計画に基づき、平成28年(2016)3月に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定**
- 平成28年(2016)3月に策定の「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携し「強靱な地域」をつくるための取組を推進**
- これまでの取組は概ね計画通りに進捗してきた一方、**近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、強靱な地域づくりは引き続き喫緊の課題**
- 平成30年(2018) **国土強靱化基本計画の改定や国土強靱化地域計画の計画期間が令和2年(2020)年度末に終了することから見直しを実施**
- 併せて**地震防災戦略も同時期に計画期間が終了することから、効率的かつ効果的な施策の推進の観点から国土強靱化地域計画に整理・統合**

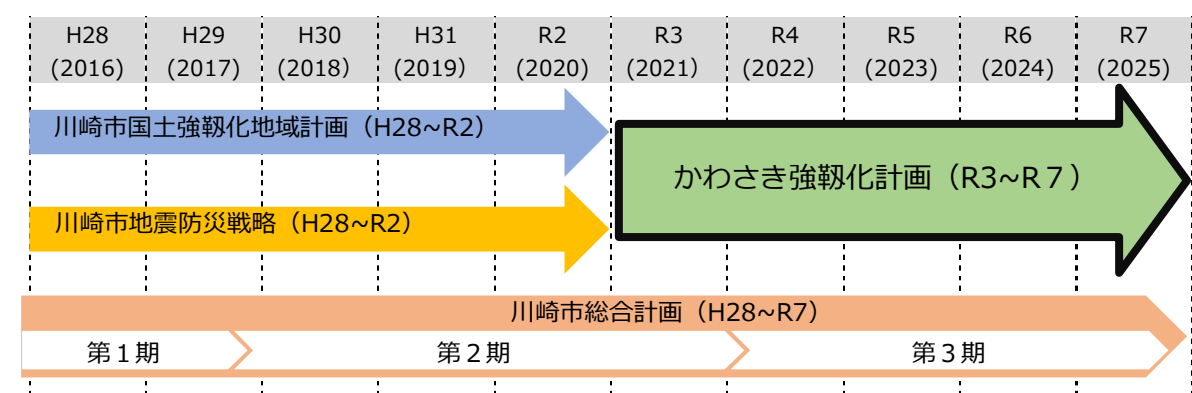
3 かわさき強靱化計画の位置付け等

(1) 国・川崎市における強靱化計画の位置付け
国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの(アンブレラ計画)



(2) 計画期間

国土強靱化基本計画を踏まえ **令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までとする**



(3) 地震防災戦略の整理・統合の考え方

- 地震防災戦略については、計画期間が同時期に終了することから、効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から、国土強靱化地域計画に整理・統合**
- 地震防災戦略に設定している減災目標のうち、「死者」については、国土強靱化地域計画における震災対策に係る目標として、引き続き設定**

国土強靱化地域計画 (H28.3 策定)	地震防災戦略 (H23.3 策定、H28.3 最終改訂)
○強靱化に係る施策の総合的指針 ○あらゆる自然災害が対象	○川崎市地域防災計画の実行計画的な位置付け ○地震災害が対象 ○国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、地震防災の分野においては連携して取組を推進
国土強靱化地域計画の事業のうち約 50/110 施策が地震防災戦略と重複	

効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から整理・統合

- 国土強靱化地域計画は、他の計画等の指針となるアンブレラ計画という位置付けであるものの、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを着実に推進するため、地震防災戦略と併せて、具体的に必要な施策の進捗管理等を実施してきた。
- 今回の見直しで、地震防災戦略の基本目標、施策の柱、行動計画を精査したところ、国土強靱化地域計画の基本目標や事前に備えるべき目標、リスクシナリオを避けるための施策に包含されるものであり、地震防災戦略の達成は国土強靱化に直接資すると考えられることから、同戦略の実行計画としての位置付けを整理し、国土強靱化地域計画に統合して一体として進捗管理を行うことで、効率的かつ効果的な震災対策の推進、ひいては「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりが可能になると判断。
- 地震防災戦略に位置づけていた施策や目標については、目標を達成した事業を除き、原則としてかわさき強靱化計画に引き継ぎ、同計画の中で進捗管理を行うことで取組を推進。

新たな国土強靱化地域計画 かわさき強靱化計画 概要版

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の構成・特徴

- ・ 事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)等を設定し、本市の健康診断(脆弱性評価)を行い、必要な施策を重点化
- ・ 国土強靱化基本法第14条に基づき、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、基本目標、事前に備えるべき目標、リスクシナリオ等を設定

2 基本目標

国土強靱化基本計画及び前計画と同一のものとして、次の通り設定

- ① **人命の保護が最大限図られる**
- ② **市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される**
- ③ **市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

3 事前に備えるべき目標

「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」ことを目指すこととする**本市**の災害対策の理想などを踏まえて、次の通り設定

事前に備えるべき目標	
1	直接死を防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 想定する大規模自然災害(対象とする災害)

本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）

5 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

事前に備えるべき目標ごとにカテゴリー分類し、次の通り設定

カテゴリー	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
	1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	土砂災害等による死傷者の発生
2	2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化
	2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
4	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態
5	5-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
	5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-6	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による死傷者の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
8	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

第2章 計画の基本的な考え方(つづき)

6 施策分野

本市の健康診断(脆弱性評価)を行うために必要な施策分野について、国土強靱化基本計画を参考とし、基礎自治体としての役割を踏まえて、次の通り設定

○個別施策分野	
1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ
3 保健医療・福祉	4 エネルギー
5 情報通信	6 産業構造
7 交通・物流	8 環境
○横断的施策分野	
A 地域力	B 研究開発・人材育成

7 強靱化を推進する上で配慮すべき事項

- ・各種リスクの存在を見据えた災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性
- ・自助・共助の推進とコミュニティ構築への支援
- ・ハード対策とソフト対策の組み合わせ
- ・資産マネジメントの視点に基づく長寿命化、施策の重点化

その他、「かわさき強靱化計画策定基本方針」を踏まえ検討
基本方針1 現計画（H28～H32年度）の取組結果を踏まえた見直し・改善
基本方針2 国土強靱化基本計画の改定の反映
基本方針3 令和元年東日本台風の災害対応の検証結果等を踏まえた脆弱性評価

第3章 川崎市の特性と潜在的リスク

本市の地勢、河川、自然災害リスク、社会的特性、市民の防災意識等の地域的な特性を理解することで、どのような潜在的リスクがあるのかを整理

○地勢の概況

- ・「川崎」という名前が示すように、本市は川と深い関わりがあり、特に平野部である多摩川低地は、沖積平野や氾濫平野とも呼ばれ、蛇行する多摩川の氾濫や流路の移動によって形成された土地
- ・江戸時代には、治水と新田開発を目的に二ヶ領（稲毛・川崎領）用水が整備され、この二ヶ領用水を中心に地域共同体が形成され、現在の本市の骨格が作り上げられた

○河川

- ・多摩川は、過去に何度も氾濫を起こし、流路を変えている。本市と東京都に多摩川をはさんで同じ地名が多いことも、多摩川が過去に流路を変えた名残。鶴見川も古くから洪水・氾濫を繰り返し、「暴れ川」として恐れられてきた

○南関東の地震活動

- ・本市の位置する南関東地方は、地下でプレート境界が複雑な構造になっているため、地震活動が活発な地域のひとつ
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、南関東でM7クラスの地震が今後30年以内に起きる確率は70%という、極めて高い値

○産業

- ・本市は1900年代から工業都市として発展。特に川崎臨海部は、歴史的に造成事業によって埋め立てられた地域であるため、軟弱地盤、地盤沈下という二つの大きな課題がある

- ・地震等による災害が発生した場合、孤立する危険性が高い
- ・市内の危険物施設等の大半が臨海部にある
- 市民の防災意識(平成30年度かわさき 市民アンケート)
 - ・自分の住んでいる地域の風水害の危険性について、「知らない」と回答した割合が洪水・土砂災害ともに30%前後
 - ・避難勧告等の避難情報が発令された場合に「とるべき行動を知っている」と回答した割合は40%前後

第4章 川崎市の防災対策の現状

1 強靱化に係る主な取組の現状

- ・前計画からの強靱化に係る取組について、主な現状値は次のとおり

① 建築物の対策

主な取組名称	所管局	参考となる指標等
住宅の耐震化	まちづくり局	【耐震化率】 92.4% (H27) ↓ 95.6% (R2)
特定建築物の耐震化	まちづくり局	【耐震化率】 92.4% (H27) ↓ 95.2% (R2)
密集市街地の改善	まちづくり局	【想定消失棟数の削減割合】 16.8% (H28) ↓ 28.3% (R1)

② 道路・河川等の対策

主な取組名称	所管局	参考となる指標等
緊急輸送道路の整備	建設緑政局	【緊急輸送道路に指定された都市計画道路の整備率】 84% → 84.5% (H27) (R1)
橋りょうの耐震化	建設緑政局	【耐震化率】 47% (H27) ↓ 60% (R1)
河川の整備	建設緑政局	【河川整備率】 80.9% (H27) ↓ 81.1% (R1)

③ 市立小中学校の対策

主な取組名称	所管局	参考となる指標等
市立小中学校等の複数熱源化	教育委員会	【工事実施率】 17.5% (H26) ↓ 86% (R1)

④ ライフライン（上下水）の対策

主な取組名称	所管局	参考となる指標等
管路（水道）の耐震化	上下水道局	【耐震化率】 ・重要な管路… 91.4% (R1) ・水道管路… 34.9% (R1)

2 地震防災戦略の減災目標に対する達成状況

- ・地震防災戦略では、減災目標を設定し、各種地震対策を推進
- ・令和2年度時点で減災効果を算出したところ、想定死者は約510人となり、平成21年度想定死者数の約1,140人から、約55%の減災効果を達成する見込み
- ・津波被害については、各減災施策の取組を踏まえ「減少傾向」

第5章

川崎市の健康診断(脆弱性評価)

1

リスクシナリオ・施策分野ごとの施策の実施状況等の整理

- 本市の現状を把握するため「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」で構成する「脆弱性評価マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）により、施策の実施状況等を整理
- 脆弱性を分析・評価するにあたり、以下のチェックポイントを設定

2

リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価

マトリクス表による現状把握を踏まえつつ、チェックポイントに基づき、
実態に即した脆弱性の分析・評価を実施

◇	脆弱性の分析・評価のためのチェックポイント
（１）	「リスクシナリオを回避するための視点」に対応する施策はあるか
（２）	マトリクス表の施策分野における空欄等の脆弱性への影響の有無
（３）	リスクシナリオに対応する訓練や防災教育・啓発を行っているか
（４）	各施策の進捗状況や課題の確認
（５）	近年の災害事例の反映

3

推進方針等の設定

リスクシナリオへの対応がより分かりやすくなるよう、リスクシナリオごとに、
現状やリスクシナリオを回避するための視点、脆弱性評価結果及び推進方針、それ
を踏まえた取り組むべき主な事業などを整理

4

現状の川崎市の健康診断結果(脆弱性評価結果)、推進方針等

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		脆弱性評価結果及び推進方針（抜粋）
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	【推進方針】 ◇施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいきます。また、併せて、継続して特定天井対策に取り組んでいきます。 ◇公共建造物の安全性、信頼性の向上に向けて、引き続き、川崎市橋梁耐震化計画に基づき橋りょうの耐震対策に取り組んでいきます。 ◇これらのハード対策と併せて、市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいきます。
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	【推進方針】 ◇不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいきます。 ◇地域の消防力の向上等に向けて、地域における防災の中核的存在である消防団員の確保・充実と地域の消防力の充実強化に取り組んでいきます。

1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
【推進方針】 ◇津波、高潮による浸水被害を防ぐため、引き続き、海岸保全施設の適切な維持管理等に取り組んでいきます。 ◇地域住民等の適切かつ早急な避難行動等を促すため、引き続き、津波避難訓練等による防災意識の高揚と対応力の向上に向けて様々な手段・機会を活用した啓発に取り組むとともに、海岸保全施設・資機材等の操作点検や訓練の実施に取り組んでいきます。	
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生
【推進方針】 ◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいきます。 ◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。 ◇浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。 ◇マイタイムライン等の活用や分散避難の周知など、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、様々な手段・機会を活用した啓発に取り組んでいきます。	
1-5	土砂災害等による死傷者の発生
【推進方針】 ◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。 ◇土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。 ◇マイタイムライン等の活用や分散避難の周知など、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、様々な手段・機会を活用した啓発に取り組んでいきます。 ◇老朽化擁壁等の倒壊による宅地災害の予防に向けて、改修工事の更なる促進を図るため、引き続き、市民への助成制度等の活用等の啓発に取り組んでいきます。 ◇富士山が噴火した場合の被害想定や市民生活に与える影響などについて、国・県・近隣自治体とも連携して検討を進めていきます。	
2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化
【推進方針】 ◇被災者の避難生活環境の確保等のため、食料・飲料水等の備蓄だけでなく、電力やガソリン等の供給不足に備えたエネルギー対策の啓発にも取り組んでいきます。 ◇国の物資調達輸送調整等システムとの連携や物流専門家との協力体制の確保等を図り、最新の動向に対応した物資供給体制の整備に取り組むとともに、被災地の治安の悪化を防ぐため、平時からの地域の防犯対策に取り組んでいきます。	
2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
【推進方針】 ◇施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいきます。 ◇継続した適切な施設等の維持管理を図るため、資産マネジメントに基づく消防署等の老朽化対策や浸水対策について検討し、計画的に取り組んでいきます。 ◇災害時に不足する消防による応急救護活動等を補うため、自助・共助による救助救急活動や応急救護活動の促進に向けて、引き続き、訓練や啓発に取り組んでいきます。	
2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
【推進方針】 ◇複数の自治体が連携し、広域的な帰宅困難者対策を推進するため、引き続き、九都県市など、他都市と連携した取組を推進していきます。 ◇帰宅困難者用備蓄品の適正な管理等のため、未充足物資の整備を進めるとともに、食料や飲料水等の期限が設定されている備蓄品について適正な管理・運用に取り組んでいきます。 ◇帰宅困難者の安全かつ円滑な帰宅困難者一時滞在施設等への誘導等のため、引き続き、主要ターミナル駅での帰宅困難者対策訓練の実施・検証に取り組んでいきます。	

新たな国土強靱化地域計画 かわさき強靱化計画 概要版

第5章 川崎市の健康診断(脆弱性評価)つづき

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
【推進方針】 ◇施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいきます。 ◇災害拠点病院の計画的な機能の維持・向上に向けて、電力や水道、下水道等のライフライン対策についても関連事業として取り組むとともに、施設整備中である聖マリアンナ医科大学病院や市立川崎病院について、引き続き、進捗管理に取り組んでいきます。 ◇更なる災害対応力の向上を図るため、令和元年度末に策定した「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。	
2-5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大
【推進方針】 ◇平時から感染症の発生・まん延を防ぐため、毎年95%前後の接種率である麻しん風しんワクチンの予防接種について、引き続き、勧奨・周知を行うとともに、新たに定期接種化するロタウイルスワクチンについても、予防接種の勧奨・周知に取り組んでいきます。 ◇ライフラインが長期に渡り断絶することを想定し、衛生的な災害時のトイレ環境の維持を図るため、引き続き自助・共助・公助の役割分担に基づく各種対策に取り組んでいきます。 ◇新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営については、引き続き訓練等による試行錯誤をすることで、マニュアルの見直しを含め、感染症対策の総合的向上に取り組んでいきます。 ◇更なる災害対応力の向上を図るため、令和元年度末に策定した「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。	
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
【推進方針】 ◇指定避難所である市立小中学校における、避難所の生活環境の確保のため、引き続き、複数熱源化やトイレのバリアフリー化の取組等を進めていきます。 ◇令和元年東日本台風の検証での避難所運営の課題等を踏まえ、安定した避難所運営に向けて、研修や訓練の実施による災害対応力の向上に取り組んでいきます。 ◇更なる災害対応力の向上を図るため、令和元年度末に策定した「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。	
3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
【推進方針】 ◇行政機能の計画的な確保を図る必要があり、令和4年度竣工予定の新本庁舎の整備について、引き続き、進捗管理に取り組んでいきます。 ◇災害時に適切に応急復旧と行政機能の維持を両立するため、BCPの継続的な更新・管理が必要であり、引き続き、適正に更新・管理するとともに、実効性確保のための訓練等に取り組んでいきます。 ◇国の物資調達輸送調整等システムとの連携や物流専門家との協力体制の確保等を図り、最新の動向に対応した物資供給体制の整備に取り組んでいきます。	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
【推進方針】 ◇令和3年度から運用予定である次期総合防災情報システムの安定した運用を確保するため、適正に管理・運用するとともに、今後も情報通信機器・環境の進展に併せた強化に取り組んでいきます。 ◇災害時の情報通信手段の安定した運用を確保するため、引き続き、適正な管理・運用を図るとともに、職員の操作方法等の習熟に取り組んでいきます。 ◇災害時の連携体制を構築するため、通信事業者の災害対応の取組を把握するとともに、平時からの情報共有や協力体制の構築、訓練等による連携強化に取り組んでいきます。	

4-2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態
【推進方針】 ◇令和3年度から運用予定である次期総合防災情報システムの安定した運用を確保するため、適正に管理・運用するとともに、今後も情報通信機器・環境の進展に併せた強化に取り組んでいきます。 ◇適切な避難行動を促すためには必要な情報の発信・伝達が必要であり、引き続き、広報の充実を図るとともに、外国人市民に対する効果的な情報提供についても取り組んでいきます。 ◇職員の災害対応力の向上が必要であり、職員を対象とした情報収集・処理・伝達に関する教育や訓練に取り組んでいきます。 ◇浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要であり、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。	
5-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
【推進方針】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のため、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業BCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。 ◇引き続き、災害時重要施設の情報共有を図るとともに、道路等の計画的な整備に取り組んでいきます。	
5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
【推進方針】 ◇エネルギー供給の停止を想定した企業の主体的な取組を促進するため、引き続き、企業BCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。また、燃料不足に備えた備蓄やエネルギー供給源の多様化・分散化についても啓発に取り組んでいきます。 ◇災害時協定の実効性を確保し、効果的な受援体制を構築するため、引き続き、関係団体等との情報共有や訓練による連携強化に取り組んでいきます。 ◇エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）や啓発に取り組んでいきます。	
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
【推進方針】 ◇屋外タンクの耐災害性の向上を図るため、引き続き、浮き蓋の改修等の推進に取り組んでいきます。 ◇コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、特定事業所に対する講習会や立入検査等に取り組んでいきます。 ◇災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、引き続き、川崎臨海部防災協議会や臨海部広域防災訓練の開催による連携強化に取り組んでいきます。 ◇危険物施設等の更なる安全対策を推進するため、危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づき、必要な対策に取り組んでいきます。	
5-4	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
【推進方針】 ◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。 ◇港湾関係者の連携強化を図るため、港湾BCPに基づく訓練を継続するとともに、近年激甚化する風水害等、地震以外の災害対策についても検討を進めていきます。	
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
【推進方針】 ◇耐震診断が義務化されている沿道建築物について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。 ◇陸上交通ネットワークの機能の維持のため、道路等の被災を防ぐための対策や、踏切の長期間遮断による機能停止を防ぐための大幅な迂回が必要となる踏切道の立体交差化に取り組んでいきます。 ◇迅速な道路啓開等を行う体制を構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいきます。	
5-6	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
【推進方針】 ◇工業用水の供給途絶を避けるため、経年化した施設の更新に計画的に取り組んでいきます。 ◇工業用水道施設の風水害への耐災害性を向上させるため、調査の結果、必要となった場合、浸水対策を進めていきます。	

新たな国土強靱化地域計画 かわさき強靱化計画 概要版

第5章 川崎市の健康診断(脆弱性評価)つづき

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
【推進方針】 ◇災害時協定の実効性を確保し、効果的な受援体制を構築するため、引き続き、関係団体等との情報共有や訓練による連携強化に取り組んでいきます。 ◇エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）や啓発に取り組んでいきます。 ◇災害時における電力等の安定供給に寄与することから、緊急輸送道路等の無電柱化に取り組んでいきます。	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
【推進方針】 ◇上水の供給停止を避けるため、引き続き、水道管路の計画的な更新・耐震化等に取り組んでいくとともに、自助の取組としての飲料水の備蓄など、市民の防災意識の向上に取り組んでいきます。 ◇水道施設の風水害への耐災害性の向上を図るため、調査の結果、必要となった場合、浸水対策を進めていきます。	
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
【推進方針】 ◇下水道の管きょ・施設の機能停止を避けるため、引き続き、老朽化対策や耐震化について計画的に取り組んでいきます。 ◇下水道施設の風水害への耐災害性の向上を図るため、調査の結果、浸水対策が必要となった場合、短期的対策・中長期的対策について検討を進めていきます。	
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
【推進方針】 ◇耐震診断が義務化されている沿道建築物について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。 ◇陸上交通ネットワークの機能の維持のため、道路等の被災を防ぐための対策や、踏切の長期間遮断による機能停止を防ぐための大幅な迂回が必要となる踏切道の立体交差化に取り組んでいます。 ◇迅速な道路啓開等を行う体制を構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいます。	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
【推進方針】 ◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいます。 ◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいます。	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生
【推進方針】 ◇不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいます。 ◇地域の消防力の向上等に向けて、地域における防災の中核的存在である消防団員の確保・充実と地域の消防力の充実強化に取り組んでいます。	
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
【推進方針】 ◇屋外タンクの耐災害性の向上を図るため、引き続き、浮き蓋の改修等の推進に取り組んでいます。 ◇コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、特定事業所に対する講習会や立入検査等に取り組んでいます。 ◇災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、引き続き、川崎臨海部防災協議会や臨海部広域防災訓練の開催による連携強化に取り組んでいます。	
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
【推進方針】 ◇耐震診断が義務化されている沿道建築物等について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。 ◇踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐため、大幅な迂回が必要となる踏切道の立体交差化に取り組んでいます。 ◇迅速な道路啓開等を行う体制を構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいます。	

7-4	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生
【推進方針】 ◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいます。 ◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいます。 ◇市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいます。	
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
【推進方針】 ◇災害時や事故時の有害物質等の漏洩・流出を防ぐため、引き続き、事業所に対し適正な管理を求めるとともに、監視・指導に取り組んでいます。	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
【推進方針】 ◇災害廃棄物の発生の抑制を図るため、引き続き、建築物等の耐震対策の促進に取り組んでいます。 ◇大規模災害時においても災害廃棄物の処理を継続するため、計画的な施設の建替の進捗管理を行うとともに、今後建替予定の施設について、災害等による電源喪失時でも再稼働を可能とするなど、より強靱な施設整備に取り組んでいます。 ◇迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理体制を構築するため、災害廃棄物の仮保管場所の確保や運用等について、引き続き、検討を進めていきます。 ◇災害廃棄物等処理計画・実施計画の実効性の確保を図るため、計画に基づく各種訓練や計画の検証等に取り組んでいます。	
8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興でなくなる事態
【推進方針】 ◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいます。 ◇地域力の向上を図るため、平時から、講演会や訓練等を通じて市民の防災力の向上に取り組むとともに、引き続き、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。	
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【推進方針】 ◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、引き続き、計画的な浸水対策を推進するとともに、重要インフラについては大規模災害時においても早期復旧できる体制づくりに取り組んでいます。 ◇市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいます。 ◇浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいます。	
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
【推進方針】 ◇所有者・管理者による文化財の保護・活用等のため、引き続き、所有者・管理者への適正管理・防災意識の向上に取り組んでいます。 ◇川崎市民ミュージアムの今後のあり方について、進捗管理を行いながら検討を進めていきます。 ◇地域力の向上を図るため、引き続き、平時から地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。	
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
【推進方針】 ◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るためには、まずは耐震化の促進による施設の倒壊等の防止が重要であることから、更なる耐震対策の促進に取り組んでいます。 ◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいます。 ◇迅速かつ円滑な復旧・復興に向けて、土地等の権利関係や所有者の明確化を図るため、引き続き、地籍調査や空家対策に取り組んでいます。	
8-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
【推進方針】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには企業の主体的な取組が重要であり、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業BCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいます。 ◇災害時における迅速かつ適正な情報発信に向けて、引き続き、広報の充実に取り組んでいます。	

第6章 かわさき強靱化のために取り組む事業

1 強靱化事業一覧表

- ・脆弱性評価結果及び推進方針を踏まえ、今後、川崎市で取り組む事業について、「強靱化事業一覧表」として取りまとめ
- ・令和3年度に予定されている川崎市総合計画の第3期実施計画の策定や、各事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて事業一覧についても見直しを図る。

2 重点事業の選定

- ・「強靱化事業一覧表」に掲載した事業のうち、次の基準に該当するものを重点事業として選定し、個別に進捗管理を行うことで、効果的・効率的な計画の進捗管理を図る。

【重要事業の選定基準】

●「Ⅰ．国庫補助金に関するもの」に該当するもの、又は「Ⅱ．計画策定の基本方針に関するもの」のうち3つ以上該当するもの

Ⅰ．国庫補助金に関するもの

Ⅱ．計画策定の基本方針等に関するもの

○地震による火災の死者の削減に資する事業

○国土強靱化基本計画(平成30年12月)の主な見直し項目に関連する事業

○令和元年東日本台風検証に基づく課題解決のための事業

○耐震化の向上に資する事業

○地域力(地域防災力)の向上に資する事業

●上記に該当しないもののうち、次にいずれかに該当するもの(個別重点事業)

・市施設の維持・機能強化

・多摩川緊急治水対策の推進

・インフラの耐震化・浸水対策

・コミュニティの形成

第7章 計画等の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理等について

- ・かわさき強靱化計画の進捗管理等については、国土強靱化地域計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置された「川崎市国土強靱化地域計画推進会議」において、強靱化事業の進捗状況や業績指標の達成状況について、毎年度把握し、評価を行う。

2 強靱化事業の進捗管理等について

- (1) 重点事業の進捗管理等について
- 重点事業については、計画期間中の各年度において、年度当初に当該年度に取り組む事項を設定し、その達成状況を把握することにより進捗管理、評価を実施
- (2) 重点事業以外の事業の進捗管理等について
- 重点事業以外の事業については、関連する川崎市総合計画実施計画の事務事業の評価結果を活用し、進捗管理、評価を実施

3 計画の評価のための指標

- (1) 業績指標
- かわさき強靱化計画の毎年度の進捗管理及び計画期間全体の進捗状況を評価するため、業績指標を設定 (第5章の脆弱性評価結果の業績指標を再掲)
- (2) 減災目標
- かわさき強靱化計画の計画期間における震災対策に係る減災目標として、地震被害想定調査に基づき、これまで取組の進捗状況等を踏まえ、次のとおり設定

項目	目標
死 者	地震による死者 令和7年度において、川崎市直下の地震(平成21年度想定)で想定される死者の数を約1,140人から約480人とします。
	各年度時点での想定値
	平成21年度 平成27年度 令和2年度 目標値
	約1,140人 約840人 約510人 令和7年度
	約480人
	津波による死者 慶長型地震において想定される津波による死者数をゼロとします。
	約5,820人 ⇒ 0人
【地震による死者】 ・更なる耐震化率の向上や都市計画道路等の整備などのハード対策に加え、火災による死者等の削減に向けた避難訓練等のソフト対策による効果を総合的に勘案して目標値を設定し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、目標達成に向けた取組を推進	
【津波による死者】 ・津波避難施設の確保や津波避難訓練などの対策による津波による死者数ゼロに向けた取組を推進	